

# 低入札価格調査制度の導入について

## 1. 趣旨

本町が発注する建設工事について、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札があった場合、契約内容に適合した履行が確保されるか否かを調査し、落札者を決定します。

## 2. 対象とする案件

本町が発注する一般競争入札に係る総合評価方式の試行運用対象工事。

対象となる案件については、入札公告に低入札価格調査制度を設ける旨を記載します。

## 3. 調査基準価格の算出について(中央公契連モデルの最低制限価格と同様の算出方法)

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)の合計額(スクラップ処分益が計上されている場合は、(1)から(4)の合計額からスクラップ処分益を控除した額)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額が設定範囲の下限額(予定価格に10分の7.5を乗じて得た額)に満たない場合はその下限額を、上限額(予定価格に10分の9.2を乗じて得た額)を超える場合はその上限額を調査基準価格とします。

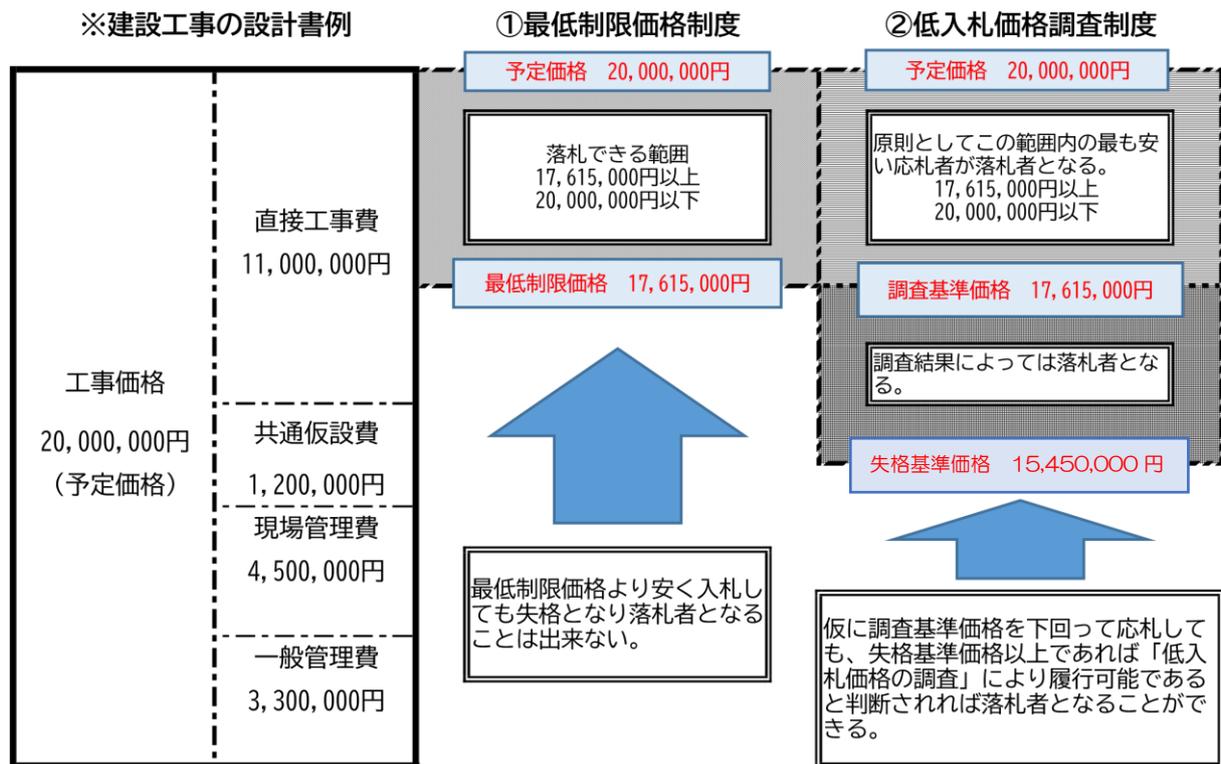
- (1)直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2)共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3)現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4)一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

## 4. 失格基準価格の算出について(国が定める契約相手方としない特別重点調査の基準値)

失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)の合計額(スクラップ処分益が計上されている場合は、(1)から(4)の合計額からスクラップ処分益を控除した額)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

- (1)直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2)共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3)現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4)一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

## 5. 具体的な算定例



## 6. 施行年月日

令和3年12月1日